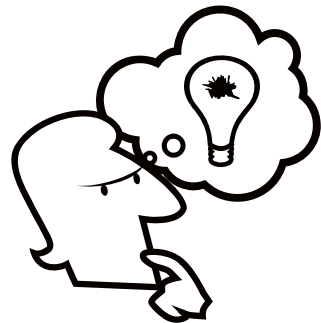


10 あなたはあなたの^{しそ}思想・^{りようしん}良心・^{しんこう}信仰を^{さまた}妨げられて
いませんか？

(1) あなたは、自由^{じゆう}に物事^{ものごと}を考^{かんが}えたり感^{かん}じたり思^{おも}ったりするこ
と(思想^{しそ}の自由^{じゆう})、自分^{じぶん}が正^{ただ}しいと思^{おも}うことに従^{したが}うこと(良心^{りようしん}
の自由^{じゆう})、信仰^{しんこう}を持^もったり持^もたなかつたりすること(信仰^{しんこう}
の自由^{じゆう})ができます。

(2) 思想^{しそ}・良心^{りようしん}・信仰^{しんこう}は、人^{ひと}から強^{きょうせい}制^{せい}されたり人^{ひと}に強^{きょうせい}制^{せい}した
りするものではありません。

また、あなたは、思想^{しそ}・良心^{りようしん}・信仰^{しんこう}によって施^{しせつ}設^{せつ}から差^{さべつ}別^{べつ}
されることはありません。



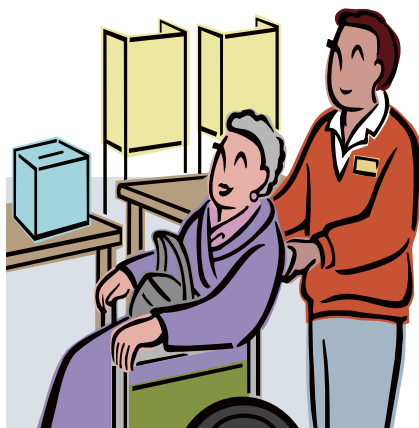
1 1 あなたはあなたの^{い し}意思で^{せんきよ}選挙に^{さんか}参加していますか？

(1) あなたは、^{せんきよ}選挙に^{さんか}参加することができます。自分の^{い し}意思で、
^{じぶん}自分の^{かんが}考えに^あ合う^{こうほしや}候補者に^{とうひょう}投票することができます。

なお、^{しせつ}施設は、あなたが^{せんきよ}選挙に関する^{かん}情報^{じょうほう}を得たり、^え投票^{とうひょう}するために^{ひつよう}必要な^{はいりよ}配慮^{はいりよ}をしてくれます。

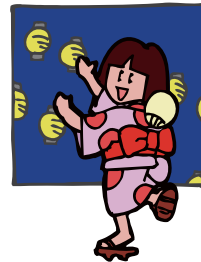
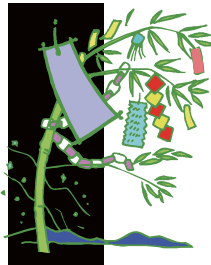
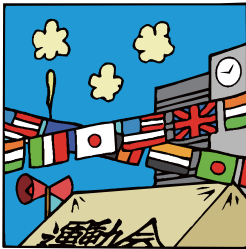
(2) ^{とうひょう}投票できる^{ねんれい}年齢は、^{さい}18歳からです。

また、あなたが^{じしん}自身^{りっこうほ}が立候補することもできますが、^{りっこうほ}立候補で
^{ねんれい}できる^{ねんれい}年齢は、^{せんきよ}選挙の^{しゆらい}種類により^{さい}25歳または^{さい}30歳からです。



12 あなたは地域社会の一員として生活していますか？

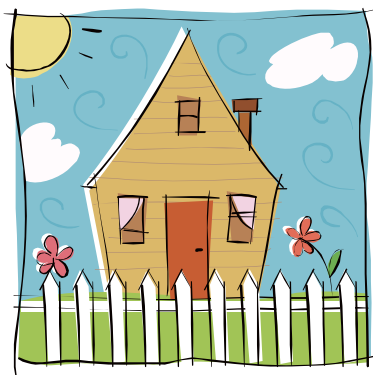
- (1) あなたは、入所施設のある地域の住民として、地域社会に参加することができます。
- (2) あなたは、施設で暮らしていても地域住民の一員であることに変わりはありません。日常的に地域に出向いて地域社会と関わりを持つよう心がけることが大切です。



13 あなたは住みたい場所で暮らしていますか？

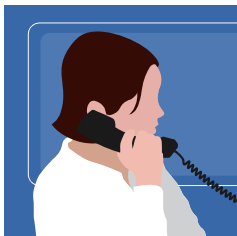
- (1) あなたは、どこで暮らすかを選べることができます。
- (2) 施設でずっと暮らしたいと思っているかもしれませんが、家族と一緒に、あるいは、地域で暮らしたいと思っているかもしれません。

あなたは、家族や施設に自分の気持ちを伝えることができるよう、力をつけることが大事です。



1 4 あなたは安全な環境を脅かされたり、精神的 身体的苦痛を受けたことはありませんか？

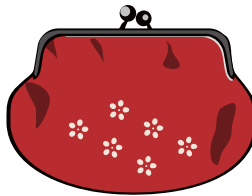
- (1) あなたは、生命と身体の安全を保障されます。
- (2) あなたは、どんな理由があろうとも、誰からも体罰や虐待を受けることはありません。
- 体罰や虐待をしてはいけないことは、法律で決まっています。また、理由もなしに身体拘束をすることも許されません。
- (3) ただし、あなた自身やほかの人の生命や身体の安全を守るために必要やむを得ない場合は、身体拘束をすることがあります。
- (4) あなたが体罰や虐待、理由のない身体拘束を受けたり、他の人が受けているのを見たときは、すぐに家族や施設の相談窓口、市町村などの相談機関に連絡しましょう。
- また、連絡したからといって不利な扱いを受けることはありません。



15 あなたはあなたの^{ざいさん}財産をどのように^{かんり}管理していますか？

(1) あなたは、自分の^{じぶん ざいさん かんり}財産を管理することができます。

(2) あなたが自分で^{じぶん ざいさん かんり}財産を管理できないと思ったときや、^{おも}家族や^{かぞく}施設がそのように^{はんたん}判断したときは、あなたの^{ざいさん}財産を守るために^{せいねんこうけんせいど}成年後見制度がありますので、^{しせつ}施設や^{しちょうそん}市町村などの^{そうだんきかん}相談機関に^{そうだん}相談しましょう。



16 あなたはあなたの自由や権利の制約を受けていませんか？

(1) あなたの自由や権利は、基本的に制約されません。

ただし、あなたが自分自身やほかの人の身体を傷つけるようなことをしたときは、施設は必要やむを得ずあなたの自由や権利を制約することがあります。

(2) 施設があなたの自由や権利を制約する場合は、あなたや家族などからあらかじめ同意を得ることになっています。



そうだん
相談できるところ (相談機関)

あなたがこま困ったときは、下の(1)から(6)のそうだんきかん相談機関にれんらく連絡
することができます。

- (1) しちようそん市町村 21
- (2) じどうそうだんじよ児童相談所 23
- (3) ほけんじよ けんこうふくし保健所 (健康福祉センター) 24
- (4) ちゆうかくちいきせいかつしえん中核地域生活支援センター 25
- (5) けいさつじよ警察署 26
- (6) ふくし りようしゃ福祉サービス利用者サポートセンター 27

また、成年後見制度については、28 ページを見てください。

(1) し ちょう そん まど ぐち市 町 村 の 窓 口

<small>しちようそんめい</small> 市町村名	<small>でんわばんごう</small> 電話番号	<small>しちようそんめい</small> 市町村名	<small>でんわばんごう</small> 電話番号
<small>ちばし</small> 千葉市	043-245-5111	<small>なりたし</small> 成田市	0476-22-1111
<small>ちようしし</small> 銚子市	0479-24-8181	<small>さくらし</small> 佐倉市	043-484-1111
<small>いちかわし</small> 市川市	047-334-1111	<small>とうがねし</small> 東金市	0475-50-1111
<small>ふなばしし</small> 船橋市	047-436-2111	<small>あさひし</small> 旭市	0479-62-1212
<small>たてやまし</small> 館山市	0470-22-3111	<small>ならしのし</small> 習志野市	047-451-1151
<small>きさらづし</small> 木更津市	0438-23-7111	<small>かしわし</small> 柏市	04-7167-1111
<small>まつどし</small> 松戸市	047-366-1111	<small>かつうらし</small> 勝浦市	0470-73-1211
<small>のだし</small> 野田市	04-7125-1111	<small>いちはらし</small> 市原市	0436-22-1111
<small>もばらし</small> 茂原市	0475-23-2111	<small>ながれやまし</small> 流山市	04-7158-1111

しちょうそんめい 市町村名	でんわばんごう 電話番号	しちょうそんめい 市町村名	でんわばんごう 電話番号
やちよし 八千代市	047-483-1151	おおあみしらさとし 大網白里市	0475-70-0300
あびこし 我孫子市	04-7185-1111	しずいまち 酒々井町	043-496-1171
かまがわし 鴨川市	04-7092-1111	さかえまち 栄町	0476-95-1111
かまがやし 鎌ヶ谷市	047-445-1141	こうざきまち 神崎町	0478-72-2111
きみつし 君津市	0439-56-1581	たこまち 多古町	0479-76-2611
ふつつし 富津市	0439-80-1222	とうのしょうまち 東庄町	0478-86-1111
うらやすし 浦安市	047-351-1111	くじゅうくりまち 九十九里町	0475-70-3100
よつかいどうし 四街道市	043-421-2111	しばやまち 芝山町	0479-77-3901
そでがうらし 袖ヶ浦市	0438-62-2111	よこしばひかりまち 横芝光町	0479-84-1211
やちまたし 八街市	043-443-1111	いちのみやまち 一宮町	0475-42-2111
いんざいし 印西市	0476-42-5111	むつざわまち 睦沢町	0475-44-1111
しろいし 白井市	047-492-1111	ちようせいむら 長生村	0475-32-2111
とみざとし 富里市	0476-93-1111	しらこまち 白子町	0475-33-2111
みなみぼうそうし 南房総市	0470-33-1021	ながらまち 長柄町	0475-35-2111
そうさし 匝瑳市	0479-73-0084	ちようなんまち 長南町	0475-46-2111
かとりし 香取市	0478-54-1111	おおたきまち 大多喜町	0470-82-2111
さんむし 山武市	0475-80-1112	おんじゆくまち 御宿町	0470-68-2511
いすみ ^し 市	0470-62-1111	きよなんまち 鋸南町	0470-55-2111



(2) 児童相談所

<small>じどうそうだんじよめい でんわばんごう</small> 児童相談所名・電話番号	<small>す ちいき</small> あなたの住む地域
<small>ちゆうおうじどうそうだんじよ</small> 中央児童相談所 043-253-4101 <small>こ かい ばん</small> 子ども家庭110番 043-252-1152	<small>なりたし さくらし ならしのし いちはらし</small> 成田市、佐倉市、習志野市、市原市、 <small>やちよし よつかいどうし やちまたし いんざい</small> 八千代市、四街道市、八街市、印西 <small>し しろいし とみさとし いんばぐん</small> 市、白井市、富里市、印旛郡
<small>いちかわじどうそうだんじよ</small> 市川児童相談所 047-370-1077 電話相談（でんわそうだん） 047-370-5286	<small>いちかわし ふなばしし かまがやし うらやすし</small> 市川市、船橋市、鎌ヶ谷市、浦安市
<small>かしわじどうそうだんじよ</small> 柏児童相談所 04-7131-7175 電話相談（でんわそうだん） 04-7134-4152	<small>まつどし のだし かしわし ながれやまし</small> 松戸市、野田市、柏市、流山市、 <small>あびこし</small> 我孫子市
<small>ちようしじどうそうだんじよ</small> 銚子児童相談所 0479-23-0076 電話相談（でんわそうだん） 0479-24-3231	<small>ちようしし あさひし そうさし かとりし</small> 銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、 <small>かとりぐん</small> 香取郡
<small>ひかかずさじどうそうだんじよ</small> 東上総児童相談所 0475-27-1733 電話相談（でんわそうだん） 0475-27-5507	<small>もばらし とうがねし かつうらし さんむし</small> 茂原市、東金市、勝浦市、山武市、 <small>いすみし おおあみしらさとし さんぶぐん</small> いすみ市、大網白里市、山武郡、 <small>ちようせいぐん いすみぐん</small> 長生郡、夷隅郡
<small>きみつじどうそうだんじよ</small> 君津児童相談所 0439-55-3100 電話相談（でんわそうだん） 0439-55-3100	<small>たてやまし かまがわし きさらづし きみつし</small> 館山市、鴨川市、木更津市、君津市、 <small>ふつつし そでがうらし みなみぼうそうし</small> 富津市、袖ヶ浦市、南房総市、 <small>あわぐん</small> 安房郡
<small>ちばしじどうそうだんじよ</small> 千葉市児童相談所 （東部）043-277-8820 （西部）043-277-8821 電話相談（でんわそうだん） 0120-189-783	<small>とうぶ</small> （東部） <small>ちばしちゆうおうく わかばく みどりく</small> 千葉市 中央区・若葉区・緑区 <small>せいぶ</small> （西部） <small>ちばし はなみがわく いなげく みはまく</small> 千葉市 花見川区・稲毛区・美浜区

※**子ども家庭110番**は、**043-252-1152**です。
 24時間365日受付し、虐待相談、通告に対応します。

ほけんじょ けんこうふくし
(3) 保健所(健康福祉センター)



ほけんじょ けんこうふくし 保健所(健康福祉センター) 名	めい でんわばんごう 電話番号
ならしの 習志野	047-475-5151
いちかわ 市川	047-377-1101
まつど 松戸	047-361-2121
のだ 野田	04-7124-8155
いんば 印旛	043-483-1133
どうじょう なりたししょ 同上(成田支所)	0476-26-7231
かとり 香取	0478-52-9161
かいそう 海匝	0479-22-0206
どうじょう ようかいちばちいきほけん 同上(八日市場地域保健センター)	0479-72-1281
さんぶ 山武	0475-54-0611
ちようせい 長生	0475-22-5167
いすみ 夷隅	0470-73-0145
あわ 安房	0470-22-4511
どうじょう かもがわちいきほけん 同上(鴨川地域保健センター)	04-7092-4511
きみつ 君津	0438-22-3743
いちほら 市原	0436-21-6391
ちばしほけんじょ 千葉市保健所	043-238-9920
ふなばしほけんじょ 船橋市保健所	047-409-3668
かしわしほけんじょ 柏市保健所	04-7167-1255

ちゅうかくちいきせいかつしえん
(4) 中核地域生活支援センター

センターの名前と電話番号 <small>なまえ でんわばんごう</small>	あなたの住む地域 <small>す ちいき</small>
まるっと 047-409-6161	<small>ならしのし やちよし かまがやし</small> 習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市
がじゅまる 047-300-9500	<small>いちかわし うらやすし</small> 市川市、浦安市
ほっとねっと 047-309-7677	<small>まつどし ながれやまし あびこし</small> 松戸市、流山市、我孫子市
のだネット 04-7127-5366	<small>のだし</small> 野田市
すけっと 043-308-6325	<small>さくらし なりたし よつかいどうし やちまたし</small> 佐倉市、成田市、四街道市、八街市、 <small>いんざいし しろいし とみさとし いんばぐん</small> 印西市、白井市、富里市、印旛郡
<small>かとり</small> 香取CCC 0478-50-1919	<small>かとりし かとりぐん</small> 香取市、香取郡
<small>かいそう</small> 海匠ネットワーク 0479-60-2578	<small>ちようしし あさひし そうさし</small> 銚子市、旭市、匝瑳市
さんネット 0475-77-7531	<small>とうがねし さんむし おおあみしらさとし さんぶぐん</small> 東金市、山武市、大網白里市、山武郡
<small>ちようせい</small> 長生ひなた 0475-22-7859	<small>もばらし ちようせいぐん</small> 茂原市、長生郡
<small>いすみ</small> 夷隅ひなた 0470-60-9123	<small>かつうらし し いすみぐん</small> 勝浦市、いすみ市、夷隅郡
ひだまり 0470-28-5667	<small>たてやまし かもがわし みなみぼうそうし あわぐん</small> 館山市、鴨川市、南房総市、安房郡
<small>きみつ</small> 君津ふくしネット 0439-27-1482	<small>きさらづし きみつし ふつつし そでがうらし</small> 木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市
<small>ふくし</small> いちはら福祉ネット 0436-23-5300	<small>いちはらし</small> 市原市

※そうだんどんな相談でもワンストップでうけつ受付けし24時間・365日体制で対応。

(5) けい 警 察 署



しよめい 署名	でんわばんごう 電話番号	しよめい 署名	でんわばんごう 電話番号
ちばちゆうおう 千葉中央	043-244-0110	よつかいどう 四街道	043-432-0110
ちばひがし 千葉東	043-233-0110	なりた 成田	0476-27-0110
ちばにし 千葉西	043-277-0110	なりたこくさい 成田国際 くうこう 空港	0476-32-0110
ちばみなみ 千葉南	043-291-0110	いんざい 印西	0476-42-0110
ちばきた 千葉北	043-286-0110	かとり 香取	0478-54-0110
ならしの 習志野	047-474-0110	ちようし 銚子	0479-23-0110
やちよ 八千代	047-486-0110	あさひ 旭	0479-64-0110
ふなばし 船橋	047-435-0110	そうさ 匝瑳	0479-72-0110
ふなばしひがし 船橋東	047-467-0110	さんぶ 山武	0475-82-0110
かまがや 鎌ヶ谷	047-444-0110	とうがね 東金	0475-54-0110
いちかわ 市川	047-370-0110	もばら 茂原	0475-22-0110
ぎょうとく 行徳	047-397-0110	いすみ いすみ	0470-62-0110
うらやす 浦安	047-350-0110	かつうら 勝浦	0470-73-0110
まつど 松戸	047-369-0110	いはら 市原	0436-41-0110
まつどひがし 松戸東	047-349-0110	きさらづ 木更津	0438-22-0110
のだ 野田	04-7125-0110	きみつ 君津	0439-54-0110
かしわ 柏	04-7148-0110	ふっつ 富津	0439-66-0110
ながれやま 流山	04-7159-0110	たてやま 館山	0470-23-0110
あびこ 我孫子	04-7182-0110	かもがわ 鴨川	04-7092-0110
さくら 佐倉	043-484-0110		

(6) 福祉サービス利用者サポートセンター

「福祉サービス利用者サポートセンター」は、あなたが施設で困っていることや、いやな思いをしているという相談を受け付けて、きちんと解決してくれます。

サポートセンターでは、福祉のことをよく知っている大学の教授や弁護士、医者などが、どうすればあなたが施設で気持ちよく生活できるかをいっしょに考えてくれます。

ほかの人に知られたくないことや、あなたの大切な秘密は守りますので、一人で悩んだり苦しんだりしないで、安心して相談してください。

相談する方法は、電話やファクシミリ、手紙やメールがあります。直接サポートセンターに来て相談することもできます。

◎福祉サービス利用者サポートセンターは、

ここに相談してね。

☎ 043-246-0294
FAX 043-246-0298
場所 ちばしちゆうおうくちばみなど
千葉県中央区千葉港4-3
ちばけんしゃかいふくし
千葉県社会福祉センター5階

※令和5年4月に千葉県中央区千葉港4-5へ移転する予定です。

※ 福祉サービス利用者サポートセンター（千葉県運営適正化委員会）は、社会福祉法人千葉県社会福祉協議会に設置された、福祉サービスに関する苦情相談を受け付け、助言や事情調査、あっせんなどにより適切な解決をめざす公正・中立な第三者機関です。

（7）成年後見制度とは

成年後見制度とは、病気や高齢などの理由で、判断能力が低下して財産管理や契約などをすることが難しく、今は大丈夫でも将来に不安がある方に代わって、それらの行為を任せることができる制度のことです。主に

- ・ 不動産や預貯金などの財産を管理する。
- ・ 介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結ぶ。
- ・ 遺産分割の協議をする。
- ・ 不利益をこうむる契約を取り消す。

などの行為をすることです。

ふくししせつ く ひと せいかつこうじょう しん
福祉施設で暮らしている人たちの生活向上のための指針

～あなたがあなたらしくいきいきと暮らすために～

(ハ ン ド ブ ッ ク)

へいせい ねん がつ
平成23年10月
れいわ ねん がつ
(令和 4年10月改定)

と あ さき はっこう
このハンドブックについての問い合わせ先・発行

ちばけんけんこうふくしぶけんこうふくしせいさくか
千葉県健康福祉部健康福祉政策課

〒260-8667

ちばしちゅうおうくいちばちょう ばん ごう
千葉市中央区市場町1番1号

でんわ ちよくつう
電話 043-223-2348 (直通)

FAX 043-222-9023

ホームページアドレス

[http://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/
keihatsu/pamphlet.html](http://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/keihatsu/pamphlet.html)

E-mail jinken@mz.pref.chiba.lg.jp